

事件名：北朝鮮国際出願事件

法分野：特許法、国際公法

知的財産高等裁判所 2012年12月25日判決 (<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121226095213.pdf>)**【事案の概要】**

北朝鮮国籍を有する者による国際出願（「本件国際出願」）について、同人から同人の発明に係る日本における一切の権利を譲り受けた原告が特許庁長官に対して国内書面等を提出した。しかし、特許庁長官は、本件国際出願は、日本が特許協力条約（「PCT」）の締結国と認めていない北朝鮮の国籍及び住所を有する者によりなされたものであることを理由に、国内書面等に係る手続を却下した。そこで、原告は、同却下処分の取消を求めて訴えを提起した。

原審の東京地裁は、同却下処分に取消事由はないとして、原告の請求を棄却した。これに対し、原告から本件発明に係る特許出願に関する権利と本件訴訟を進行する地位を譲り受けた参加人が、原審の判断を不服として控訴した。

なお、日本は1978年にPCTに加盟し、北朝鮮も1980年からPCTに加盟している。

(参考：特許法184条の3)

第184条の3（国際出願による特許出願）

1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下この章において「条約」という。）第11条(1)若しくは(2)(b)又は第14条(2)の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であつて、条約第4条(1)(ii)の指定国に日本国を含むもの（特許出願に係るものに限る。）は、その国際出願日にされた特許出願とみなす。

2 前項の規定により特許出願とみなされた国際出願（以下「国際特許出願」という。）については、第43条（第43条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

**【争点】**

本件の主たる争点は、未承認国の国民による国際出願は、特許法184条の3第1項所定のPCTに基づく「国際出願」として、同項により、日本において「その国際出願日にされた特許出願とみなす」ことができるかという点である。この問題は、言い換えれば、我が国と未承認国との間でPCT上の権利義務関係が生ずるのかという問題である。

**【判旨】（結論：控訴棄却 Y側勝訴）****■ 原審（東京地判平成23年9月15日）**

我が国の政府は、我が国が北朝鮮を国家承認していないから、我が国と北朝鮮との間には国際法上の主体である国家間の関係は存在せず、したがって、我が国は未承認国が多数国間条約に加入したとしても、同国を国家として承認していない我が国との関係では、原則として当該多数国間条約に基づく権利義務は発生しないとの見解をとっている。日本国憲法上、外交関係の処理が内閣の権限に属することに鑑み、上記政府見解を尊重し、未承認国である北朝鮮と我が国との間に多数国間条約に基づく権利義務関係は原則として生じないと解するべきであり、PCTについても、原則どおり我が国と北朝鮮との間に同条約に基づく権利義務関係は生じないものとする（知財高裁平成20年12月24日判決参照）と判示し、本件手続の却下処分の判断を適法とした。

**■ 控訴審（知財高判平成24年12月25日）****➤ 一般論**

「一般に、我が国について既に効力が生じている多数国間条約に未承認国が事後に加入した場合、当該条約に基づき締結国が負担する義務が普遍的価値を有する一般国際法上の義務であるときなどは格別、未承認国の加入により未承認国との間に当該条約上の権利義務関係が直ちに生ずると解することはできず、我が国は、当該未承認国との間における当該条約に基づく権利義務関係を発生させるか否かを選択することができるものと解するのが相当である」（最判平成23年12月8日民集第65巻9号3275頁）

**➤ あてはめ**

- ① 我が国よりも後に北朝鮮がPCTに加入している
- ② PCTは、締結国における工業所有権の保護を図るものであり、これを超えて、普遍的価値を有する一般国際法上の義務を締結国に負担させるものではない
- ③ 我が国政府は、北朝鮮を国家承認しておらず、我が国と北朝鮮との間には、国際法上の主体である国家の間の関係は存在しないとの見解を有している

として、本件国際出願については、我が国は、PCTによる国際出願として取り扱う義務を負う者ではないから、本件国際出願を、特許法184条1項を適用して、「その国際出願日にされた特許出願とみなす」ことはできないと判示した。

### 【コメント】

- ・ 我が国と未承認国との間で多数国間条約条約上の権利義務関係が生ずるのかが争点となったリーディングケースとしては、我が国が未承認国である北朝鮮に対してベルヌ条約上の義務を負っているのか（北朝鮮の著作物が著作権法6条3号の「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」に該当するか）が争われた「北朝鮮映画事件」（最判平成23年12月8日民集第65巻9号3275頁）がある。本判決は、「北朝鮮映画事件」の最高裁判決を引用した上で、我が国は、未承認国の国民による国際出願について、PCTに基づく国際出願として取り扱う義務を負わないことを明らかにしたものである。

- ・ 「北朝鮮映画事件」では、上記の争点以外にも、著作権法で保護されない著作物の利用について、どのような場合に不法行為が成立するかが争点となっており、この点について、「同条（注：著作権法6条）各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である」と判示している。かかる判示は、著作物に該当しないものを利用した場合についても同様に当てはまるものと考えられ、実務上、かかる判示も参考となる。

- ・ 参考判例として、未承認国の国民に対する特許法の相互主義の規定（旧特許法32条／現特許法25条1号）の適用が争われた次のような事件がある。

我が国が東ドイツを承認する以前の昭和34年11月に、東ドイツ法人Xが日本法人Yを相手方として、特許庁に対し、Yの有する登録商標の無効審判を提起した。これに対し、特許庁は、我が国は東ドイツに対して旧特許法32条に基づく相互主義の適用を認めていないものと解されるから、Xは無効審判請求することについて権利能力を有しないと、これを却下する審判をしたところ、これを不服として、Xが審決取消訴訟と提起した。

原審の東京高裁昭和48年6月5日判タ298号248頁は、その国が国家承認されていると否にかかわらず、その国の国民に対しても特許権等の享有を認めることが、相互主義を定めた規定の趣旨に沿い、パリ条約の定める平等主義の建前からみても相当であるとして、未承認国であっても法所定の各要件を充足していると認められる限り、当然にこれにつき相互主義の適用があると判示して、審決を取り消した。

そして、最判昭和52年2月14日判時841号26頁も、「同条にいう『其ノ者ノ属スル国』はわが国によって外交上承認された国家に限られるものではなく、また、外交上の未承認国に対し右相互主義の適用を認めるにあたってわが国政府によるその旨の決定及び宣明を必要とするものではないとした原審の判断は、正当として是認することができる」と判示し、原審の判断を支持した。

ただし、上記最判及び原審判決は、我が国と未承認国との間での多数国間条約であるパリ条約上の権利義務関係が生じるか否かについて判示したのではなく、いずれも旧特許法32条（現特許法25条1号）の「其ノ者ノ属スル国」の解釈を行ったものにすぎない。すなわち、同事件は、我が国と東ドイツとの間でパリ条約上の権利義務関係が生じるか否かにかかわらず、旧特許法32条の相互主義の規定により、我が国において、東ドイツ法人Xが保護されたものである。したがって、上記最判及び原審判決と、本件や北朝鮮映画事件とは論点が異なる点に留意が必要である。

### 【参考判例】

- ・ 最判平成23年12月8日民集第65巻9号3275頁「北朝鮮映画事件」
- ・ 東京高裁昭和48年6月5日判タ298号248頁
- ・ 最判昭和52年2月14日判時841号26頁